



## 過半数代表者選出チェックリスト

該当する事象は発生していませんか？皆でチェックしよう！

### ★過半数代表者選出チェックリスト

- 休職者を含め、十分な周知期間が設けられた上で選出手続きが行われましたか？投票用紙にナンバリングや印付けなどはありませんか？
- 投票用紙を配布する際、特定の候補者に投票するよう働きかけはありませんか？
- 特定の候補に投票するよう声掛けをしていた人が投票所で立ち会ったり、選出手続きに関わっていませんか？
- 投票所につい立を置くなど、秘匿性を保つ工夫はされていませんか？
- 投票後や開票前に、管理者に誰に投票したのか聞かれていませんか？
- 事前に周知された投票期間が変更され、前倒しで開票が行われていませんか？
- 社友会代表者が、選出手続きを経ずに過半数代表者に選出されたり、一方的に過半数代表者を指名されていませんか？

過半数代表者は、民主的な手続きによって、**労働者間で選出**しなければなりません。労働基準法施行規則の第六条の二には、過半数代表者が **“使用者（会社）の意向に基づき選出されたものでないこと”** と明記されています。使用者の関与を許すものではないということです。会社が過半数代表者選出について掲示を出したり、投票所の準備をするのは、便宜上、あくまでも事務手続きを司っているだけです。**“過半数代表者は、労働者の代表の選出である”**ということをしつかりと理解し、選出が公平・公正に行われるかチェックしていきましょう！

もし、一つでもチェックリストに該当するものがあれば、分会・支部・地本へ連絡してください！

**過半数代表者選出に対する、あらゆる会社の介入・不正は絶対に許しません！！**